

都監委 第1号

令和8年度上越市包括的民間委託導入検討業務委託
特記仕様書

上越市 都市整備部 都市整備課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、上越市（以下「委託者」という。）が発注する「令和8年度上越市包括的民間委託導入検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本業務の実施にあたって受託者は、契約書、契約約款、仕様書、企画提案書及びインフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き（国土交通省）及び包括的民間委託の導入検討事例（国土交通省）に沿って実施するものとする。

(業務の目的)

第2条 社会インフラの老朽化により維持管理の重要性は高まるとともに、利用者ニーズの多様化によりサービス向上も求められている。一方で行政技術職員の減少が見込まれ、建設事業者の持続可能性も危ぶまれるなか、管理体制の再構築が求められている。このため令和7年度には、上越市が管理するインフラ施設を対象に包括的民間委託の導入検討の第一歩として、包括的民間委託の目的設定や市場調査を行い委託パターン等の概略検討を行ったところである。

本業務は、民間事業者の意識醸成を含めた市場調査を詳細かつ丁寧に行い、導入段階における実現可能な事業スキームを詳細に検討するものである。また、導入時の民間・行政双方のメリットや効果を提示し、合意を図るものである。

(業務の範囲)

第3条 本業務の範囲は、上越市全域とする。

(履行期限)

第4条 本業務の履行期限は、契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

(着手時提出書類)

第5条 受託者は、以下の書類を契約締結の日から起算して7日以内に委託者に提出しなければならない。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務着手届
- (3) その他、委託者が指定するもの

2 前項の提出書類について、委託者が不相当と認め受託者に協議したときは、受託者はこれに応じなければならない。

(貸与資料)

第6条 本業務の実施にあたり、委託者は受託者に以下の資料を貸与する。

- 1 本業務の対象施設に関する既往資料
(令和7年度上越市包括的民間委託導入検討業務委託報告書等)
- 2 受託者は、前項のほか資料の貸与を要する場合、委託者と協議するものとする。
- 3 受託者は貸与資料を紛失、破損しないよう保管管理するとともに、委託者の承諾を得ないで他に公表、貸与してはならない。
- 4 本業務完了後、受託者は速やかに貸与された資料を委託者に返還すること。

(管理技術者)

第7条 管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 国または地方自治体からインフラ施設に関する包括委託手法の検討業務等の実績あるいは包括管理委託の実績があること。
- (2) 技術士(総合技術管理部門(建設)または道路)又はRCCM(道路)の資格を有する者でなければならない。

(成果品の所有)

第8条 本業務の成果品および著作権は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を得ないで外部に公表、貸与、使用してはならない。

(書類の厳正な保管)

第9条 本業務の関係書類は、委託者に提出するまでの間、汚損、紛失、消失等がないよう厳正に保管しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受託者は業務を遂行する上において知り得た業務の目的や内容、その他借用に関して他に漏らしてはならない。

第2章 業務内容

(業務内容)

第11条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

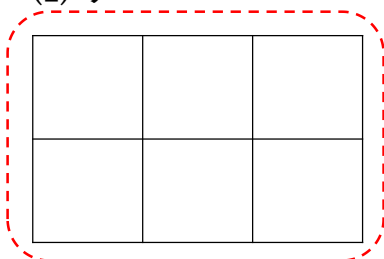
(1) 事業スキームの詳細検討

(ア) 包括的民間委託は市域を6ブロックに分け、道路施設から順次導入する方針としている。これまでの検討結果や地域保全型工事の取組及び「(2)民間事業者との対話」を踏まえ、道路施設※に限定した事業スキーム(区域、契約期間、契約・支払い方式、リスク分担、想定する受注形態等)を詳細に検討し、発注者と協議の上、上越市標準の事業スキームを策定する。

(イ) 次に、導入初年度の発注に向け、対象区域を1ブロック程度に絞り、区域内の民間事業者との対話を踏まえ、上記(ア)で策定される標準スキームを基本に当該ブロックに適した実現可能な事業スキームに最適化する。なお、候補となるブロックは「(2)民間事業者との対話」を踏まえて実現性の高いブロックを選定する。

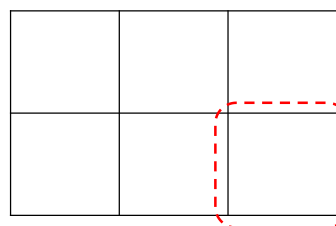
※上越市が管理する道路施設の延長は約2,900km

(1)-ア



市全域と対象とした標準スキーム

(1)-イ



対象ブロックに最適化したスキーム

(2) 民間事業者との対話

(1)の事業スキームを定めるために民間事業者への市場調査を次の(ア)及び(イ)により実施する。(1)の検討と整合を図ることに留意し、実施の方法や時期、対象者の詳細については、発注者と協議の上で決定する。

(ア) 勉強会

令和7年度のアンケート調査結果等も踏まえ、関係事業者を対象とした勉強会の開催を支援する。

(イ) 個別ヒアリング調査

導入初年度の事業への参加を期待する又は期待される事業者に個別ヒアリングを実施する。

※勉強会、ヒアリングの会場は発注者にて確保する。

(3) 導入による効果の整理

(1)で検討する事業スキームを導入した場合のメリットや効果を民間事業者向け、行政向けの双方に定量的・定性的にそれぞれ提示し、導入への合意を図る。

(4) 発注図書の整備

(1)の結果を踏まえ、導入初年度の発注に向けた契約書(案)、要求水準書(案)(特記仕様書に相当)の内容及び、民間事業者の募集、評価・選定に向けた参加資格要件や募集・選定方法を確定し、発注等に必要となる書類として、事業者の選定スケジュールや選定方法、参加資格要件等を示した入札説明書(案)等の整備をする。これらの作成に際し、発注者と協議の上、進めること。また発注者は参考となる関係図書を貸与するものとする。

(5) 報告書とりまとめ

打合せ協議結果を含む検討結果を統括的にとりまとめ、報告書及び概要版を作成する。

(成果品)

第13条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 報告書 | 1部 |
| (2) 概要版(A4サイズ) | 1部 |
| (3) その他(根拠資料、参考資料、成果品データ) | 1式 |

3章 雑 則

(検査)

第14条 受託者は、全工程完了後、委託者に業務完了報告書と納品書及び成果品を提出し、委託者の検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

(環境配慮に関する事項)

第15条 業務に必要な消耗品等（用紙含む）は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品等を使用すること。

- 2 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行の励行等、できる限り地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- 3 その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

(疑義)

第16条 受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、ただちに委託者と十分な協議を行い、その指示に従わなければならない。

(その他)

第17条 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに委託者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- 2 本仕様書に明記されていない事項であっても、当然具備されていなければならない事項は、これを省略してはならない。
- 3 業務員に係る管理は受託者が行い、委託者は受託者の業務員に指揮・命令は行わないものとする。また、業務員の選定は受託者が行うものとする。
- 4 業務内容に変更があった場合は、委託者は受託者に連絡をし、受託者の了承を得るものとする。
- 5 本仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上決定し処理するものとする。